

品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付要綱

制定 令和 5 年 3 月 2 4 日区長決定 要綱第 4 9 号
改正 令和 5 年 9 月 2 2 日区長決定 要綱第 1 6 8 号
改正 令和 6 年 5 月 2 2 日区長決定 要綱第 2 2 1 号
改正 令和 7 年 10 月 2 9 日区長決定 要綱第 2 2 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費の支給および第 28 条第 1 項第 1 号ならびに第 3 号に規定する特例施設型給付費の支給に関し必要な事項を定めるとともに、私立幼稚園の運営の安定化を図るために必要な支援に関する事項を定め、もって教育の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 私立幼稚園 特定教育・保育施設のうち、国（国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、都道府県および区市町村以外の者が設置する幼稚園（法人以外の者が設置するものを除く。）をいう。
- (2) 区外の私立認定こども園 特定教育・保育施設のうち、国、都道府県および区市町村以外の者が設置する認定こども園であつて、品川区に所在しない施設をいう。
- (3) 特定教育 特定教育・保育のうち教育をいう。
- (4) 1 号認定子ども 法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (5) 2 号認定子ども 法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。

(施設型給付費等の支給の対象)

第 3 条 区長は、法第 27 条第 1 項の規定により、私立幼稚園または区外の私立認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）において特定教育を受けた 1 号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、施設型給付費を支給する。

- 2 区長は、法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、私立幼稚園等から特定教育を受けた 1 号認定子ども、または同項第 3 号の規定により、私立幼稚園から特別利用教育を受けた 2 号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、特例施設型給付費を支給することができる。
- 3 前 2 項の規定は、法第 20 条第 2 項の規定により、教育・保育給付認定子ども（品川区において認定を受けた子どもに限る。）が特定教育または特別利用教育を受けた日において、教育・保育給付認定保護者が区内に居住地または現在地を有しない場合については、適用しない。
- 4 第 1 項の施設型給付費および第 2 項の特例施設型給付費の支給は、法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）の申請により、当該設置者に対し行うものとする。

（区加算の交付）

- 第 4 条 区長は、私立幼稚園の運営の安定化を図るため、必要があると認める場合には、前条第 1 項および第 2 項に規定する教育・保育給付認定保護者の子どもが在籍する区内の私立幼稚園の設置者に対し、必要な助成（以下「区加算」という。）を行うことができる。
- 2 区加算の額および算定基準等は、別表のとおりとする。

（給付費の交付に係る額の算定）

- 第 5 条 給付費の交付（第 3 条第 1 項の施設型給付費、同条第 2 項の特例施設型給付費および前条の区加算の交付をいう。以下同じ。）に係る額（以下「交付額」という。）の算定にあつては、法の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）により算定された額に、前条の規定において算定された額を加えた額から、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年 3 月 31 日条例第 18 号）に基づき決定された利用者負担額を控除して得た額とする。

（交付申請）

- 第 6 条 給付費の交付を受けようとする設置者は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付申請書（第 1 号様式）に、その他必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

(交付決定および通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付費の交付をすることを決定したときは、品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付決定通知書(第2号様式)により、給付費の交付をしないことを決定したときは、品川区私立幼稚園等施設型給付費等不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請を行った設置者へ通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 区長は、前条の交付の決定(以下「交付決定」という。)後の事情変更により特別の事情が生じたときは、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付決定取消・変更通知書(第4号様式)により、当該交付決定を行った設置者に速やかに通知しなければならない。

(請求)

第9条 第7条の規定により、交付決定を受けた設置者は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付請求書(第5号様式)により区長に請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、原則として月毎に行うものとする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りではない。

(給付費の交付)

第10条 区長は、設置者から前条の規定による請求があったときは、速やかに給付費の交付を行うものとする。

(保護者負担の禁止)

第11条 区加算の交付を受ける設置者は、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年7月11日条例第25号)第13条第4項第3号に規定する費用については、同号ア、イおよびウの規定にかかわらず、これを教育・保育給付認定保護者に負担させてはならない。

(検査・報告等)

第12条 区長は、設置者または私立幼稚園等の施設長(以下「設置者等」という。)に対し、法第38条の規定に基づき、私立幼稚園等の運営、給付費の収支、利用子どもの処遇、その他必要な事項について、報告、必要書類等の提出を命じ、または実地検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正または虚偽の申請により給付費の交付を受けたとき。

(2) この要綱またはその他法令の規定に違反したとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しを行った場合における設置者への通知については、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

(返還命令等)

第 14 条 区長は、第 8 条第 1 項または前条第 1 項の規定により交付決定を取り消しまたは交付決定の内容を変更した場合において、交付決定の当該取消しまたは変更に係る部分について既に給付費の交付がされているときは、区長は、品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付決定取消・変更通知書（第 4 号様式）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、前条第 1 項の規定による交付決定の取消しまたは変更の対象となる事実を確認した場合において、その事実の是正に関する改善指導を受けてもなお設置者等がその状況を改善していないと認めるときは、給付費の交付の全部または一部を行わないことができる。

(違約金)

第 15 条 前条第 1 項の規定により交付決定が取り消され、または変更され、その返還を命じられたときは、設置者は、その命令に係る給付費の交付にかかる受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第 16 条 区長は、設置者に対し交付額の返還を命じ、設置者が当該交付額または違約金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第 17 条 設置者は、給付費の交付に係る収支の状況を会計帳簿によって明らか

にさせておくとともに、当該会計帳簿および交付の実施に係る収支に関する書類を当該交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日より適用する。

付 則 (令和5年9月22日区長決定 要綱第168号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年5月22日区長決定 要綱第221号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和7年10月29日区長決定 要綱第227号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第 4 条関係）

（１）給食内容充実加算

日額単価	算定基準等	摘要
288	・ 毎月 1 日現在の在籍児童 1 人当たり ・ 日額単価×児童数×給食提供日数	・ 管外受託児を除く。

（２）副食費充実加算

日額単価	算定基準等	摘要
245	・ 毎月 1 日現在の在籍児童 1 人当たり ・ 日額単価×児童数×副食提供日数	・ こども家庭庁が定める副食費徴収免除対象子どもを除く。

第1号様式(第6条関係)

品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

所在地
法人名
施設名
設置者名

申 請 金 額

年度 月分

品川区私立幼稚園等施設型給付費等として、上記の金額を申請します。

品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付決定通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等の交付について、下記のとおり決定します。

記

1. 施設名
-
2. 交付決定額
-
- (年度 月分)

3. 内訳

国基準分	
区加算分	
精算額	

第 年 月 号
日

品川区私立幼稚園等施設型給付費等不交付決定通知書

法人名

代表者名 様

品川区長

印

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等について、下記の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

記

1. 施設名

2. 理由

(年度 月分)

第 年 月 日 号

品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付決定取消・変更通知書

法人名
代表者名 様

品川 印

品川区私立幼稚園等施設型給付費(特例施設型給付費)等の交付決定について、
下記の理由により取り消し、または変更したので、通知します。
この取消または変更により、既に交付されている支給額の返還を下記のとおり命じます

記

1. 施設名 _____
2. 理由 _____
(年度 月分)
3. 取り消される金額 _____
4. 返還する金額 _____
5. 返還期限 _____

品川区私立幼稚園等施設型給付費等交付請求書

年 月 日

品川区長 あて

所在地
法人名
施設名
設置者名 印

請 求 金 額

年度 月分
品川区私立幼稚園等施設型給付費等について、上記の金額の交付を請求します。